

帰還困難区域内への一時立入実施基準

令和 6 年 6 月 1 日改正
原子力災害現地対策本部

1 一時立入対象者

帰還困難区域（物理的な防護措置を実施しない区域を除く。以下同じ。）内への一時立入りの対象者は、原則として、次に掲げる者とする。

- (1) 原子力災害現地対策本部又は市町村が公益の観点若しくは市町村が提供する一時立入りに関する役務その他から適当と認める者
- (2) 帰還困難区域内に住居を有する者又は避難指示が解除される前の帰還困難区域内に住居を有した者（いずれも当該市町村が作成する立入者名簿に掲載された者に限る。）
- (3) 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策に従事する者

2 実施基準

(1) 実施主体

国、県及び市町村が協働して実施する。

(2) 立入要件

- ① 一時立入りをを行う者は、市町村、原子力災害現地対策本部又は緊急事態応急対策若しくは原子力災害事後対策の実施責任者が発行する帰還困難区域内に係る通行証の交付等を受けるものとする。
- ② 市町村は通行証の発行等をする場合には、当該市町村は、必要に応じて、原子力災害現地対策本部と調整するものとする。
- ③ 原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」（平成 23 年 3 月 28 日）を踏まえ、立入者の受ける線量が一回の立入り当たり最大 1.0mSv を超えてはならないものとする。
- ④ 震災後長期間立入りが制限され、老朽化した建造物等が今なお存在している状況等を考慮し、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域として、別に原子力災害現地対策本部が定める区域内については、

立ち入ることができないものとする。

(3) 一時立入りに関するリスクの周知

帰還困難区域内への一時立入りの実施に当たっては、道路の損壊、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在することについて十分に注意喚起を行うこととする。

(4) 立ち入る際の装備

立入りに当たっては、個人線量計を着用するとともに、放射性物質の吸入及び汚染防止のために必要な装備を着用することとする。

(5) スクリーニング

スクリーニングについては、あらかじめ定めた実施場所において、原子力安全委員会の助言を踏まえ、実施する。スクリーニングの結果、基準値を上回った場合には除染を行うものとする。

3 その他

一時立入りの実施のための手続その他実施に関して必要な事項は、別に原子力災害現地対策本部及び関係市町村が定める「一時立入実施要領」によることとする。

ただし、事故等の緊急時においては、市町村又は原子力災害現地対策本部の判断により、その他の対象者の一時立入りを認めることができる。

(参考) 改正履歴

平成 24 年 11 月 30 日作成

平成 29 年 5 月 19 日改正

令和元年 9 月 5 日改正

令和 5 年 11 月 1 日改正

令和 6 年 6 月 1 日改正